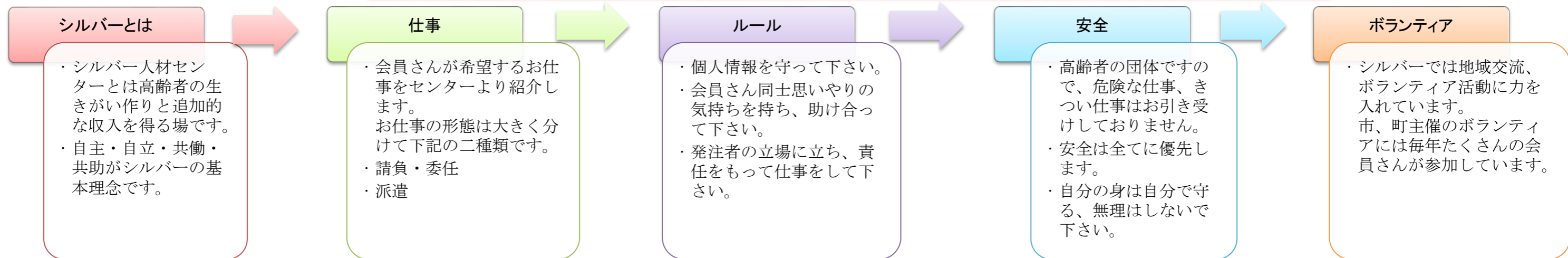
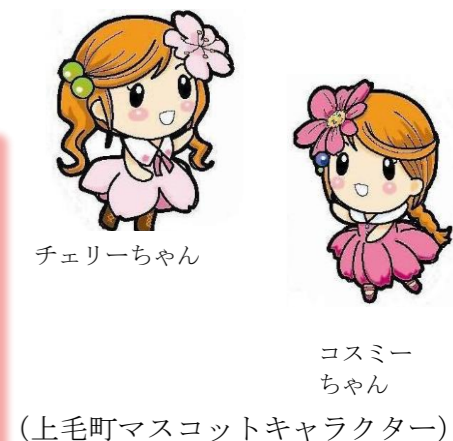


シルバーで活躍しませんか！



これからの人生、シルバー人材センターで働いて有意義に過ごしてみませんか？
 あなたが今まで培ってきた経験を活かして就業することも、全くしたことのない新しい仕事にチャレンジすることも出来ます。
 シルバー人材センターでは地域の方、また会員さんの技能向上を目的に、各種技能講習会（剪定・機械メンテナンス・草取等）を開催しています。
 シルバー人材センターから提供のお仕事は、臨時的・短期的または軽易な就業で高齢者にふさわしいお仕事です。
 提供を受けた仕事を引き受けるかどうかは会員さんがご自身で決めることが出来ます。



【 請 負 就 業 】

(センターから提供するお仕事の多くがこの形態です。)

- 月10日程度、1日6時間程度が目安です。
- 雇用関係はありません。
- 発注者から指揮命令を受けることはありません。
(ご自分の裁量で、責任を持って仕事を完遂していただきます。)
- 労災保険の適用はありません。治療費は個人負担となります。
(万が一事故が発生した場合はシルバー保険[傷害・賠償責任]で対応します。)
- 就業の対価は「配分金」として豊前・上毛シルバー人材センターより支払われます。
- 郵便局 (会員さん名義の通帳)
(月末締め翌月20日支払い、金融機関休業日の場合は前営業日となります。)
- 剪定 草刈 草取 農作業 大工 左官 塗装 障子・網戸・ふすま・畳の張り替え
屋内外清掃 不要物処分 家事援助 育児サポート 他

お仕事の形態

働き方 (制限等)

雇用関係

指揮命令

労災の適用

対価 (働いたお金)

振込先

お仕事の例

【 派 遣 就 業 】

(当センターでは平成25年度より一般労働者派遣を始めています。)

- 週20時間を超えない就業、もしくは月10日以内の就業になります。
- 福岡県シルバー人材センター連合会と会員さんの間で雇用関係が発生します。
(豊前・上毛シルバー人材センターとの雇用関係ではありません。)
- 派遣先から指揮命令を受けて就業することが出来ます。
- 労働関係法規(労働基準法・労災保険等)の適用をうけます。
(条件により有給休暇はありますが、社会保険や雇用保険の適用はありません。)
- 就業の対価は「賃金」として福岡県シルバー人材センター連合会より支払われます。
- 福岡銀行 (会員さん名義の通帳)
(月末締め翌月25日支払い、金融機関休業日の場合は前営業日となります。)
- 企業内軽作業 送迎に伴う運転(普通車・大型車) 製造補助 等